附則第三項中「、一人は令和三年三月三十一日まで、他の一人は」を「一人は、」に改め、同項を附則第二項とし、附則第四項を附則第三項とする。

附　則

この政令は、令和三年四月一日から施行する。

法務大臣　上川　陽子
内閣総理大臣　菅　義偉

復興庁組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和三年三月三十一日

内閣総理大臣　菅　義偉

政令第七十九号

復興庁組織令の一部を改正する政令

内閣は、復興庁設置法（平成二十三年法律第百二十五号）第十二条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

復興庁組織令（平成二十四年政令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「三人」を「二人」に改める。

第二条第一項中「四人」を「五人」に改める。

附　則

この政令は、令和三年四月一日から施行する。

内閣総理大臣　菅　義偉

文部科学省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和三年三月三十一日

内閣総理大臣　菅　義偉

政令第八十号

文部科学省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第四項及び第五項並びに第二十一条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

文部科学省組織令（平成十二年政令第二百五十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五十九条」を「第五十九条の二」に改める。

第三条第一項中第四十四号を第四十六号とし、第三十一号から第四十三号までを二号ずつ繰り下げ、第三十号の次に次の二号を加える。

三十一　公立の社会教育施設の整備（災害復旧に係るものに限る。）のための補助に関すること。

三十二　私立学校教育の振興のための学校法人その他の私立学校の設置者、地方公共団体及び関係団体に対する助成（学校施設の災害復旧に係るものに限る。）に関すること。

第三条第二項中「第四十二号」を「第四十四号」に改める。

第四条第二十一号中「文化庁」の下に「並びに大臣官房」を加え、同条第二十五号中「整備」の下に「（災害復旧に係るものを除く。）」を加え、同条第二十六号中「文化庁」の下に「並びに大臣官房」を加える。

第五条第十七号中「文化庁」の下に「並びに大臣官房」を加える。

第六条第一項第二十四号中「並びに」の下に「大臣官房、」を加える。

第七条第七号中「科学技術の振興」を「科学技術・イノベーション創出の振興」に改める。

第十二条の見出し中「公文書監理官」の下に「、学習基盤審議官」を加え、同条第一項中「及び審議官九人」を「、学習基盤審議官一人及び審議官八人」に改め、同条中第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5　学習基盤審議官は、命を受けて、文部科学省の所掌事務に関する重要事項のうち教職員、教育費、教材、教育用品その他幼児、児童及び生徒の学習活動の基盤に関するものの企画及び立案に関する事務並びに関係事務を総括整理する。

第二十三条中第六号を第八号とし、第二号から第五号までを二号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の二号を加える。

二　公立の社会教育施設の整備（災害復旧に係るものに限る。）のための補助に関すること。

三　私立学校教育の振興のための学校法人その他の私立学校の設置者、地方公共団体及び関係団体に対する助成（学校施設の災害復旧に係るものに限る。）に関すること。

第二十九条第五号中「文化庁」の下に「並びに大臣官房」を加える。

第三十条第三号中「整備」の下に「（災害復旧に係るものを除く。）」を加え、同条第四号中「文化庁」の下に「並びに大臣官房」を加える。

第三十一条第四号及び第五号中「整備」の下に「（災害復旧に係るものを除く。）」を加える。

第三十七条第五号中「文化庁」の下に「並びに大臣官房」を加える。

第四十二条第八号中「こと」の下に「（大臣官房の所掌に属するものを除く。）」を加える。

第五十二条第一号中「文化庁並びに」の下に「大臣官房、」を加える。

第五十四条の見出し中「課」を「課等」に改め、同条中「五課」の下に「及び参事官一人」を加える。

第五十五条第二号中「他課」の下に「及び参事官」を加え、同条第三号中「及び産業連携・地域支援課」を「、産業連携・地域支援課及び参事官」に改め、同条中第五号及び第六号を削り、第七号を第五号とし、第八号及び第九号を削り、第十号を第六号とし、第十一号を第七号とし、第十二号を第八号とする。

第五十六条第六号中「科学技術の振興」を「科学技術・イノベーション創出の振興」に改め、同条第七号中「研究開発局」の下に「並びに参事官」を加える。

第一章第二節第三款第五目中第五十九条の次に次の一条を加える。

（参事官の職務）

第五十九条の二　参事官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　科学技術に関する国際交流（国際的な平和及び安全の維持を妨げることとなる科学技術に関する研究開発の成果の国外流出の防止に関することを含む。次号において同じ。）に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること（研究振興局及び研究開発局の所掌に属するものを除く。）。

二　科学技術に関する国際交流に関する関係行政機関の事務の調整に関すること（研究振興局及び研究開発局の所掌に属するものを除く。）。

三　科学技術に関する研究開発に係る国際交流の助成に関すること。

四　文部科学省の所掌事務に係る国際交流に関する事務のうち科学技術に係るものの総括に関すること（国際統括官の所掌に属するものを除く。）。

五　科学技術に関する研究開発が経済社会及び国民生活に及ぼす影響に関し、評価を行うことその他の措置に関する事務のうち、国際的な平和及び安全の維持を妨げることとなる科学技術に関する研究開発の成果の国外流出の防止に係るものに関すること。